

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成27年11月13日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第47号

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正
する規則

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規
則第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）
第12条の4第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した
国家戦略特別区域限定保育士を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。